



平成 15 年 6 月 5 日

各 位

会社名 アルゼ株式会社
代表者の 代表取締役社長 岡田和生
役職・氏名
(登録銘柄 コード番号 6425)
問合せ先 常務取締役 大賀 恭一郎
総合企画室長
電話番号 03 - 5530 - 3055

訴訟判決に関するお知らせ

サミー株式会社を被告とする特許第 1905552 号に基づく損害賠償請求訴訟の東京高等裁判所判決（平成 15 年 6 月 4 日判決）について下記のとおりお知らせ致します。

記

この特許権の内容は、いわゆる前段判定方式といわれる、パチスロ機の基本となる最も重要な特許権であり、この特許を使用せずにパチスロ機を製造することはできません。この特許が有効であることは、今年 5 月 29 日付の審決取消訴訟の勝訴判決から明白です。第一審の東京地裁は、サミー株式会社が当社の当該特許を侵害していることを認めましたが、今回の裁判においては、サミー株式会社が当該特許を侵害しているか否かについては全く判断しないまま、本件損害賠償請求が棄却されました。

この特許は当社が特許の管理会社である日本電動式遊技機特許株式会社（日電特許）に平成 8 年度まで使用を許諾していたものでありますが、同時期に、同じ業界のパチンコ機の特許の管理会社（日本遊技機特許連盟株式会社）に対して公正取引委員会の調査・勧告が行われました。

この勧告内容は、業界の利益のために新規参入者を阻害することに対しての不当な取引に対するものであり、パチンコ業界は勧告に従い新規参入者を加入させるために自助努力の中において特許会社を解散させ、新規加入者を加盟させるといった決断を行っております。

この調査が行われた時点において、日電特許がパチスロ機を中心とする特許の許諾管理会社として同様に新規参入阻止を目的としていたことから、当社社長岡田和生は日電特許の役員を退任し、公正取引委員会から勧告を受けないようにするため特許許諾契約の解除を申し入れ、役員会および全体会議での説明を行い、合意の上で日電特許の徳山社長と当社特許担当弁護士松本氏と当時の当社特許担当溝呂木氏との話し合いで特許の許諾業務から特許事務代行業務の移行への話し合いが何回も行われました。日電特許の平成 11 年度決算内容もそれに従って変更されています。徳山社長との話し合いの中で移行について合意されていたにもかかわらず、その後、1 年半程の時間の経過の中で話し合いが決着せずだったので、既に契約が終了していたのは明らかであったものの、当社は最終的に念のため解約通知書を送付し、契約を解除いたしました。

平成 10 年 4 月分以降、現在までの 5 年 2 ヶ月間に亘り特許許諾に対する当社への代金の支払いが為されておらず、日電特許の契約は解除されているものと判断しておりました。東京高等裁判所は代金支払いがされていないにもかかわらず、現在でも契約が継続しているという判断をし、特許会社の許諾契約が継続されている為に特許侵害にはあたらないという判決を下したものであります。サミー株式会社に対する特許侵害の論議ではなく、日電特許との契約が未だに解除されていないという内容の判決であります。様々の事情から契約が終了しているのは明白であり、この判決に対しては上告する予定です。

尚、平成 14 年 3 月 19 日にサミー株式会社が当該 C T 特許を侵害している事を理由に約 74 億円の支払を命じた C T 特許権の裁判の勝訴と、今回の判決とは関連がありません。この C T 特許は日電特許に許諾されたものとは別の特許であります。

以 上